

先生各位

## 特定疾患治療管理料 算定留意事項一部改正のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご愛顧を賜り有難く厚く御礼申し上げます。  
このたび厚生労働省保険局医療課長通知（平成27年8月24日付け、保医発0824 第5号、平成27年8月24日適用）により、算定の対象が追加となった医学管理料についてご案内申し上げます。

謹白

### 記

医学管理名	保険点数	区分
特定薬剤治療管理料 (トリアゾール系抗真菌剤/ ポリコナゾール)	470点	区分番号「B 001」 特定疾患治療管理料の2

B001特定疾患治療管理料の2「特定薬剤治療管理料」の(1)の「ス」を下記のように改める。

新	旧
ア～シ（略） ス 重症又は難治性真菌感染症又は造血幹細胞移植の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与（ <u>造血幹細胞移植の患者にあっては、深在性真菌症の予防を目的とするものに限る。</u> ）しているもの。 セ～タ（略）	ア～シ（略） ス 重症又は難治性真菌感染症の患者であってトリアゾール系抗真菌剤を投与細胞移植の患者にあっては、深在性真菌症の予防を目しているもの。 セ～タ（略）

下線部が追加変更されました。